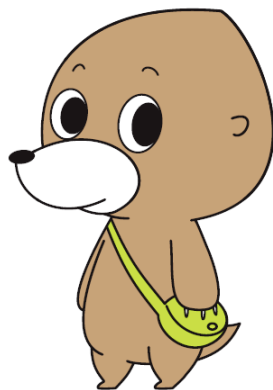


参考資料集



目次

○国の平成30年答申以降の社会教育に関する議論について<P2～15>

- ・社会教育についてのこれまでの議論について
- ・社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）概要
- ・審議事項1に関する意見の整理【概要】
- ・「地方創生2.0基本構想」を踏まえた対応について（通知）

○社会教育主事について<P16～26>

- ・社会教育の裾野の広がり和社会教育人材が果たすべき役割
- ・社会教育主事と社会教育士の役割や活動について
- ・社会教育主事の職務と期待される役割
- ・社会教育主事の配置率の低下
- ・「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）
- ・「社会教育士」について
- ・社会教育主事の配置に関する状況と活躍促進に関する基礎調査

○社会を取り巻く状況<P27～31>

- ・地域の繋がり希薄化
- ・地域コミュニティに着目した他府庁の施策例

○岡山県関連データ<P32～37>

- ・岡山県の人口推移
- ・県内市町村別の人口変化（2010～2015年）
- ・2015年の総人口を100とした時の2045年の総人口指数
- ・岡山県内の社会教育主事配置数の推移
- ・岡山県内の社会教育主事 配置状況（令和6年度）

○国の平成30年答申以降の社会教育に関する議論について

社会教育についてのこれまでの議論について①

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(平成30年12月21日中央教育審議会答申)

P.5参照

- 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化等の多様化し複雑化する課題と社会変化に対応するためにも、今後の我が国にとって「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要
- 地域における新時代の社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」を提示し、住民の主体的な参加のためのきっかけづくり、ネットワーク型行政の実質化、地域の学びと活動を活性化する人材の活躍の3つの観点が必要
- 社会教育施設には学習と活動の拠点としてのみならず、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた取組の拠点としての役割も求められる
- 地方公共団体からの意見も踏まえ、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できることとする特例について、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に可とすべき

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

P.6～7参照

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～(令和4年8月)

- 一人として取り残すことのない社会的包摂の実現や、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるような社会の実現が大きな課題
- 生涯学習・社会教育に関わる多種多様な関係機関・関係者が、あらゆる人の身近に学びの機会がある社会の重要性についての共通認識を持ち、生涯学習・社会教育の振興に係る取組を積み重ね、多様なニーズを持つそれぞれの人の学習機会を保障し、学習の当事者としての個人の自主的・積極的な学びを支えることで、個人や集団、ひいては地域コミュニティにおけるウェルビーイングを高める
- 住民自治を支える社会教育は、持続的な地域コミュニティを形成する、社会全体の基盤

今後の生涯学習・社会教育の振興方策(重点事項・具体策)について

P.8～16参照

(令和5年3月8日第134回中央教育審議会総会 文部科学省報告資料)

- 一人一人の生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場を提供する「地域の学びと実践プラットフォーム」を打ち出し、「地域の学びと実践プラットフォーム」としての役割を、社会教育人材・社会教育施設が連携して担う
- 社会教育人材に関する事項について、中央教育審議会生涯学習分科会において継続して専門的に議論・検討



社会教育についてのこれまでの議論について②



文部科学省

第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)

P.17～19参照

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つがコンセプト
- 基本的な方針3: 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
 - ・地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められ、こうして形成された地域の人々の関係は持続的な地域コミュニティの基盤となり、ひいては社会全体の基盤となる
 - ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進など、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化
 - ・公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
 - ・国や地方公共団体において、障害者の生涯学習の推進を生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付けるとともに、その担い手の人材育成・確保や理解促進のための取組を促進

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(令和6年6月)

P.20～21参照

- リカレント教育: 多忙な社会人にも情報をわかりやすく提供することや、学び直しのための費用、時間、社会的評価等の課題の解決が必要であり、高等教育機関では地域社会の知の基盤として地方公共団体や地元企業などと連携し、企業等からの人的成長投資ニーズをとらえた魅力的な教育プログラムを開発するとともに、社会人が学びやすい教育環境を整備することで、学びの成果が適切に評価され、個人のキャリアアップが促進される「学びと成長のエコシステム」の構築を図るなど、地域の人材拠点となることが必要。
- 障害者の生涯学習: 多様な主体が連携し、人生のあらゆる段階における多様な学びづくり、特に、学校に通う段階を終えて社会への本格的な参画へ移行する段階で困難に直面することが多いため、学校段階から生涯学習への意欲の向上、社会教育その他、様々な学習機会に関する情報提供が必要
- 外国人の日本語教育: 我が国に在留する外国人が急激に増加しており、地域社会の国際化が進む中で、共生社会を構築し、地域社会のコミュニティをより緊密で強固なものとするため、日本語学習・文化理解とともに多文化共生の考え方を育むこと等は重要
- 社会教育人材: 学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材の質的な向上・量的な拡大を図るため、社会教育人材の養成、活躍促進に係る方策等に取り組む
- 社会教育を必要とする社会情勢は、社会教育法が制定された昭和24年から大きく様変わりし、新たな在り方を展望し、社会教育が果たすべき役割、若者を含めた担い手である人材の養成やその活躍の在り方、国としての推進方策等についてさらなる検討が進むことを期待

社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)(令和6年6月中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会) P.22～23参照

- 社会教育の裾野が拡大する中、地域コミュニティにおける学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材が果たす役割は大きく、質的な向上・量的な拡大が重要
- 社会教育主事、社会教育士の役割はそれぞれ「地域全体の学びのオーガナイザー」、「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」
- 地域の実情を踏まえつつも、講習・養成課程の修了(社会教育士の称号取得)は、あくまで社会教育人材のエントリー条件であり、その後の段階的な人材養成を経て、社会教育主事として任用していくことが望ましい方向性の一つであること、また任用後も実務経験や研修等によって必要な知見を適切に補完し、総合的な資質の向上を図ることが期待されること
- 社会教育人材の裾野の拡大に伴う量的拡大・質的向上に向けた対応方策
- 社会教育人材の活躍促進に向けた対応方策(社会教育人材のネットワーク化等)
- 社会教育主事と社会教育士の関係や位置付け、それらを踏まえた社会教育人材の養成の在り方や活躍方策については、様々な観点から議論を継続していくことを期待

社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）概要（令和6年6月中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会）

1. 社会教育人材を取り巻く状況と社会教育人材が果たす役割への期待

（1）社会教育の裾野の拡大

社会教育人材をハブにした人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現

- 学校教育と社会教育との連携による地域のつながりづくりや次世代育成の進展、福祉・防災・農山漁村振興等の分野における地域コミュニティ関連施策の社会教育との連携の重要性増大
- 社会教育の担い手は、社会教育施設、社会教育関係団体やNPOにとどまらず、首長部局や民間企業に広がるなど、多様化
- ⇒ 社会教育の裾野が拡大する中、地域コミュニティにおける学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材が果たす役割は大きく、質的な向上・量的な拡大が重要

（2）社会教育主事・社会教育士の役割・期待

社会教育主事

「地域全体の学びのオーガナイザー」

学校教育（行政）をはじめ、首長部局が担う環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等と社会教育（行政）をつなぐこと等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引し、地域全体の社会教育振興の中核を担う

社会教育士

「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」

現場レベルの活動において、各分野の専門性と社会教育の知見を活かしながら、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする

- 社会教育の裾野が拡大する中、社会教育士をはじめとする地域の社会教育人材が、各分野の専門性と相互のつながりを活かして活躍できるよう、社会教育主事が、地域における社会教育全体を俯瞰し、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割を担うことが重要
- ⇒各教育委員会における社会教育主事の配置により、地域における社会教育やその関連分野の実践をつなげ、各取組の充実に相乗効果が生まれるような体制の整備が望まれる

（3）社会教育人材の確保の必要性

- 社会教育が地域コミュニティを支える社会基盤としての役割を果たすには、教育委員会事務局や社会教育施設はもとより、環境、福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等、首長部局だけではなく、NPO等の多様な主体が担う幅広い領域において活躍する人材が、社会教育の実践的な能力を身に付け、それらを生かして社会課題の解決に向けた自律的・持続的な活動を組織・展開できるようにしていくことが重要 ⇒幅広い人材にとって受講しやすい社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の実現が極めて重要

2. 社会教育人材の養成について

（1）社会教育人材に求められる能力・知見

- 全ての社会教育人材に必要な知識として、社会教育とは何かという基本的理解を深める内容に加え、地域における学びと実践活動の循環を、効果的に進めるために必要なコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力など、様々な活動において汎用的に活用し得る能力の習得が求められる
- 関係行政機関やNPO、企業等の多様な主体との連携・協働が想定され得るため、社会教育行政に関する一定程度の基本的な知識を含め、関係行政機関や多様な主体と連携・協働を図りながら学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識や技能の習得を図ることが必要

（2）社会教育人材の養成の在り方

- 社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の修了は、社会教育人材のエントリー条件であり、ここでは、社会教育に関する基本的な理解も含め、様々な実務経験を積むに当たって重要となる基本的な能力・知見等を身に付けることに比重を置くことを基本とすることが適当
- 社会教育主事については、地域の実情を踏まえつつ、講習・養成課程修了後の実務経験や研修等による段階的な人材養成を経て任用することが望ましい方向性の一つ
- 講習・養成課程は、社会教育主事となる者が基本的な能力・知見等を身に付けるものであるとともに、地域の多様な活動における活躍が期待される社会教育士を輩出するものであることから、地域や受講者の様々なニーズに応じられるよう、各教育機関の創意・工夫により、特色ある多様な内容が提供されることが望ましい
- 講習・養成課程の修了後においても、多様な研修機会等の確保や社会教育人材ネットワークの活用を通じて社会教育人材の資質の向上を図り、その活躍を促進していくことが必要

3. 社会教育人材の養成に係る具体的な改善方策

社会教育主事講習の定員拡大

受講希望者の増加により、定員超過が継続→社会教育人材の量的拡大を図るためには、社会教育主事講習の定員の拡大が急務

多様で特色ある受講形態の促進等による受講者の選択肢の拡大

【**受講形態の多様化**】 オンライン・オンデマンドを含め、できる限り受講者のニーズに応じられるように多様な受講形態で講習が提供されることが望まれる

【柔軟な履修方法による選択肢の拡大】

- ・複数機関によるカリキュラムの策定により講習内容の維持・充実を図る ・現行でも可能な分割履修の円滑な実施に向け、国は受講記録の保存期間を5年以上と設定
- ・各講習実施機関は、提供するカリキュラムのねらい、教育内容、学修方法、特色等の分かりやすい発信を通じて魅力化を図ることが期待される

【**講習科目の提供方法の弾力化**】 国は、大学等の判断により1から4科目の開設を可能とし、国の委託費を活用しない講習について、複数年での開講や、受講料の徴収を認める

養成課程における取組

教職課程を含めた他分野専攻の学生が履修しやすくなるような取組など、多様な社会教育人材の輩出に向けた取組の一層の推進を期待

講習等の質の更なる向上に向けた各機関の取組の共有

国は、講習実施機関を対象とする意見交換会を定期的に開催し、講習実施機関間の連携・協力を促進

講習の受講資格の明確化

国は社会教育関係団体や地域学校協働活動等の一定の活動経験、海外大学卒を講習の受講資格要件に参入できる旨を通知等で明確化

社会教育に関する民間資格等取得者の一部科目代替

国は、資格の内容等に応じて講習受講科目の一部を免除できるよう、科目代替を認める基準の検討を進める必要

4. 社会教育人材の活躍促進に係る具体的な改善方策

社会教育主事の配置促進

- ・国は、市町村における社会教育主事の配置の好事例等を周知し、社会教育主事の専門職としての有用性について改めて理解増進を図る必要
- ・地方公共団体における社会教育人材の計画的な育成のため、国は任用予定者の受講枠の確保、講習の受講促進、定員増加等を進め、社会教育主事の配置を促していく必要

社会教育士の活躍事例の収集やロールモデルの提示

国は、活躍事例の収集・分析、ロールモデルや活躍先の提示等により社会教育士の活用イメージを広く周知する必要

社会教育士の認知度向上やその有用性の周知、活躍場所の拡大

- ・国は、社会教育士の称号取得者等の地域学校協働活動推進員等としての登用等を促す必要
- ・指定管理の社会教育施設が、公募の際に社会教育主事の有資格者がいることを選択的条件等とすることや、社会教育士を称する際に自らの専門性を付記することも有効
(「社会教育士(講習)×学校連携」、「社会教育士(養成課程)×まちづくり」など)

社会教育人材のネットワーク化

- ・社会教育人材ネットワークは、全国規模、都道府県・市町村等の地域単位、自発的な「同窓会型」等、機能毎に複層的に構築することが重要
- ・全国規模のネットワークは、国が中心となり、都道府県・指定都市の社会教育主事が集まる場の充実を図るとともに、持続的なネットワークの確立に向けた課題について検討
- ・地域単位のネットワークは、地方公共団体等が行う社会教育に関する研修などの機会を活用し、社会教育主事が、域内の社会教育士に関する情報を把握し、地域の幅広い社会教育人材のつながりの構築に努め、専門的・技術的な助言と指導による活動支援に有用な取組として、各地域の実情に応じて運営し、研修や交流を行うことが望ましい
- ・「同窓会型」(同じ講習・養成課程の修了者)のネットワークは、顔の見える関係を活かした機動的な交流や、持続可能性の観点から他のネットワークとの連携に期待

旧制度における受講者の社会教育士の称号付与の促進

令和2年度以降の新設2科目を受講しやすい環境の整備など、旧制度下の修了者の社会教育士の称号取得を促進

修了証書の在り方

講習実施機関が発行する修了証書について、社会教育士の称号が付与された旨を明確化するとともに、養成課程についても同様の協力を求める必要

継続的な学習機会の確保等

- ・国・地方公共団体が行う研修のオンデマンド配信等の推進など、社会教育人材に広く開かれた継続的な学習機会の確保や研修の充実が重要
- ・学習の成果や、専門性・得意分野を示すことにもつながりうるデジタルバッジの活用について、具体的な調査検討を進める必要

5. おわりに

社会教育主事と社会教育士の関係や位置付け、それらを踏まえた社会教育人材の養成の在り方や活躍方策について、様々な観点から議論の継続を期待

意見の整理の趣旨

本意見の整理は、第13期に引き継ぐ議論に資するよう、審議事項1「社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策」について、これまでの議論で出された現状認識や課題、引き続き深めていくべき主な検討の視点を整理したもの。今後は、審議事項2「社会教育活動の推進方策」や、審議事項3「国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方」等について審議予定。

1. 社会情勢の変化を踏まえた社会教育の推進

- ・第4期教育振興基本計画に示された「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」に向けて、社会教育の観点からのアプローチを検討することが必要。
- ・社会教育は、住民自治の基盤を耕し形成する営みであり、将来の予測困難な時代が到来する中、一人一人が主役として活躍できるような社会の基盤をどのように整備していくのか、検討が必要。

2. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の在り方

（1）社会教育における学びの特徴

今後の社会教育の在り方を展望する上で、次のような社会教育の学びの特徴を生かすことが重要。

- － 対話を通じた主体的な学び合いの中で、自己成長の追求と世界が広がる学びの楽しさが、個人のウェルビーイングを向上。
- － 学びを通じた他者とのつながりによって、自ずと信頼関係や社会への自発的な貢献意識が育まれ、結果として地域課題の解決に資するような地域活動にも発展。相互に支え合う住民自治の実践が存在。
- － 学びの楽しさや実践を通じて得られた達成感、充実感が、更なる学習意欲を喚起し、継続的な学びや活動へと発展。学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が、地域全体のウェルビーイングを向上。

（2）社会教育に期待される役割

社会教育による人づくりは、つながりや学びの成果を生かし、地域活性化や課題解決に向けた主体的な活動へと発展させていくことが期待されており、地域づくりに資するもの。地域コミュニティを基盤としたウェルビーイングの実現にも資する。

3. 社会教育の推進に向けた今後の方向性

（1）社会教育人材を中核とした社会教育の推進

① 基本的な考え方

- ・近年、地域のつながりの希薄化や担い手不足が社会課題となっている状況を踏まえれば、今後の社会教育行政は、これまで以上に社会教育人材の育成・活躍促進についても重要な柱として捉え直していくことが必要。
- ・学校教育や、環境・福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等の多様な分野において活躍する人材が、社会教育士の取得等により、社会教育の知見を生かして社会課題の解決に向けた自律的・持続的な活動を組織・展開できるようにすることが重要。
- ・また、社会教育人材をネットワーク化し、点として増えつつある社会教育士の活動の好事例を、線、面として地域の教育力の発揮に発展させていくことが必要。こうした社会教育人材の有機的なつながりは、社会教育全体の振興にも資するもの。

② 社会教育人材に期待される役割・能力

- ・「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」である社会教育士には、多様性を尊重しつつ、対話の場づくり、関係性づくりも意識した学びの展開、合意形成の納得のプロセスづくり、アイデアの主体的な実現に向けた支援等の役割が期待。また、社会教育における学びと実践の活動に必要な、コーディネート能力、プレゼンテーション能力、ファシリテーション能力を前提に、人々の持ち味を引き出す関わり方、楽しい活動に関わる中で結果的に地域課題の解決等に貢献していくような工夫、関係行政機関や多様な主体との連携・協働ができる能力が、今後特に重要に。
- ・「地域全体の学びのオーガナイザー」である社会教育主事には、多様な分野と社会教育（行政）をつなぎ、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引する役割が期待。教育行政職員としての専門的知見や、地域の社会教育人材のネットワーク化が期待。

③ 社会教育主事・社会教育士の位置付け

- ・社会教育主事が期待される機能を十分に果たすための方策として、配置の促進に向けた社会教育主事講習の柔軟な受講環境の整備、職務内容の明確化、適切な任用要件の設定・見直し、戦略的なキャリアデザインの明示、チームで活動できるような体制面のサポート等が重要。
- ・社会教育士の活躍促進に向けた方策として、企業・行政等の採用等において評価される仕組み（社会教育施設の職員採用や指定管理者の公募審査、教員採用、地域学校協働活動推進員・高校コーディネーターの配置等）に向けた周知等が重要。

④ 社会教育主事・社会教育士の養成の改善

- ・社会教育主事と社会教育士の異なる役割に応じた養成の改善方策を検討する必要。具体的には、社会教育士として地域の学びを支援するための学習を土台に（1階）、社会教育主事として地域全体の学びをオーガナイズするための学習を設ける2階建てのカリキュラムに再構築してはどうか。また、社会教育士の称号取得が容易になるような段階的な仕組みの検討が必要。
- ・夜間・休日の開講、オンライン・オンデマンドの活用など、社会教育主事講習の柔軟な受講環境の更なる整備が必要。
- ・学校と地域の連携・協働の観点から、社会教育主事養成課程と教職課程の連携等が必要。

⑤ 社会教育人材ネットワーク

特に、地方公共団体において、社会教育主事を中心としたネットワークの構築・活性化が必要。社会教育人材全体がチームとして、様々な分野の横串を通じた社会教育の振興にも寄与することが期待。

⑥ 若年層を中心に社会教育への関心や参画を広げる工夫

若者が主体的に地域活動に挑戦できる環境づくりや、社会教育人材が信頼できる大人の伴走者として支えること等が必要（学校の探究学習との連携・協働の促進、CSと地域学校協働活動の一体的推進等）。

（2）社会教育行政と関係機関等との連携

学校教育、首長部局、高等教育機関、関係団体、民間企業等との連携・協働をどのように実働させるのか、更なる検討が必要。

（3）社会教育行政を推進するうえでの重要な視点

社会教育行政を通じて、個人と地域のウェルビーイングの向上を目指すためには、共生社会の実現やデジタル社会への対応に資する観点や、幅広い世代の参画を促す工夫、学ぶ楽しさを軸とした社会教育固有のアプローチが重要。

各都道府県・指定都市教育委員会
コミュニティ・スクール担当課長
地域学校協働活動担当課長 殿

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
高田 行紀

「地方創生 2.0 基本構想」を踏まえた対応について（通知）

平素より、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の一体的な取組の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 6 月 13 日に「地方創生 2.0 基本構想」（以下「基本構想」という。）が閣議決定され、基本構想では、「地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成」が政策パッケージとして掲げられ、「学校と地域との連携の深化、学校を核とした魅力的な地域づくり」に関する内容が明記されました（別添 1）。

各教育委員会におかれては、この基本構想の政策を推進するため、例えば、郷土教育や地元産業を担う人材育成の一層の充実に向け、学校運営協議会等における協議の場や地域学校協働活動を積極的に御活用いただくことを御検討願います。その際には、下記の点にも御留意願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、市区町村教育委員会や各学校等が適切に対応できるよう、十分な指導・助言に努めていただくようお願いします。

記

- 各学校が設置する学校運営協議会において、郷土教育や地元産業を担う人材育成の推進方策について協議を行い、地域住民や地元産業界等と連携しながら必要な体制を整えるなど、地方創生にも資する活動の充実にも努めること。地域と学校が協働する体制が構築されていない地方自治体・学校においては、学校運営協議会や地域学校協働本部の設置を検討すること。
- 郷土教育や地元産業を担う人材育成に係る活動を実施するに当たっては、地域学校協働活動推進員等が中心となって、地域学校協働本部と連携しながら地域住民、地元産業界等に協力を依頼し、活動の企画立案への参画、講師派遣、体験活動の実施に係る支援、資材の提供など、活動に必要な人的・物的体制の整備を検討すること。

- 文部科学省では、これらの支援策として、専門家の派遣とともに「地域と学校の連携・協働体制構築事業（別添 2）」においてアドバイザー、地域学校協働活動推進員の配置等に係る補助を行っているところであり、これらを積極的に活用して取組の推進を図ること。なお、本事業以外に「新しい地方経済・生活環境創生交付金」や「ふるさと納税」、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」などの事業及び寄附の活用も考えられること。
- 「郷土教育や地域人材育成に係る取組の事例（別添 3）」等も活用して、本事例の内容や他の地方自治体等の取組を学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等に対する研修で共有するなどして、取組の推進を図ること。

【別添 1】地方創生 2.0 基本構想（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）抜粋

【別添 2】地域と学校の連携・協働体制構築事業

【別添 3】郷土教育や地域人材育成に係る取組の事例

（参考 1）

- 地方創生 2.0 基本構想（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
[20250613_honbun.pdf](https://www.mext.go.jp/20250613_honbun.pdf)

（参考 2）

- 地域と学校の連携・協働体制構築事業
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/yosan/>
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金
<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shinchihoukouhukin/dai2sedai/index.html>
- ふるさと納税ポータルサイト
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html
- 企業版ふるさと納税ポータルサイト
https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
地域学校協働推進室地域学校協働企画係
TEL：03-5253-4111（内線 2005、3284）
E-mail：s-manabi@mext.go.jp

地方創生 2.0 基本構想（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）抜粋

6. 政策パッケージ

（１）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

（略）

③地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成

i. 学校と地域との連携の深化、学校を核とした魅力的な地域づくり

保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールと、地域住民や地元産業界等が参画する地域学校協働活動の一体的な取組の推進に向けて、地域学校協働活動推進員の配置促進を含む支援を行う。また、過疎・離島地域を含む公立高校などへの支援の拡充を図る。特に、専門高校においては、立地する基礎自治体や産業界等と連携した地域人材育成の取組（寮機能を含む交流拠点の整備を含む。）や、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校運営モデルの構築等を進める。また、学校の通信ネットワークの改善に取り組む。地域コミュニティや産業界の学校教育への参画強化、キャリア教育や A I 活用による英語での地域の魅力発信等を進めるとともに、郷土に関する教育の観点を含めて次期学習指導要領に向けた検討を進め、必要な措置を講ずる。

（略）

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度予算額
(前年度予算額)

7,052百万円
7,050百万円)



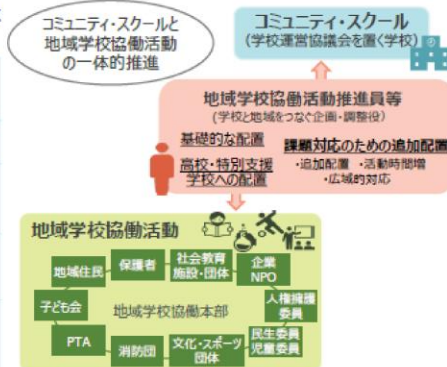
現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- コミュニティ・スクール(※)と社会教育活動である地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**
 - ※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校 (R6.5時点:20,153校、58.7%)
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」に基づく取組を推進 (地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等)

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市 (以下「都道府県等」)
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



経済財政運営と改革の基本方針2024

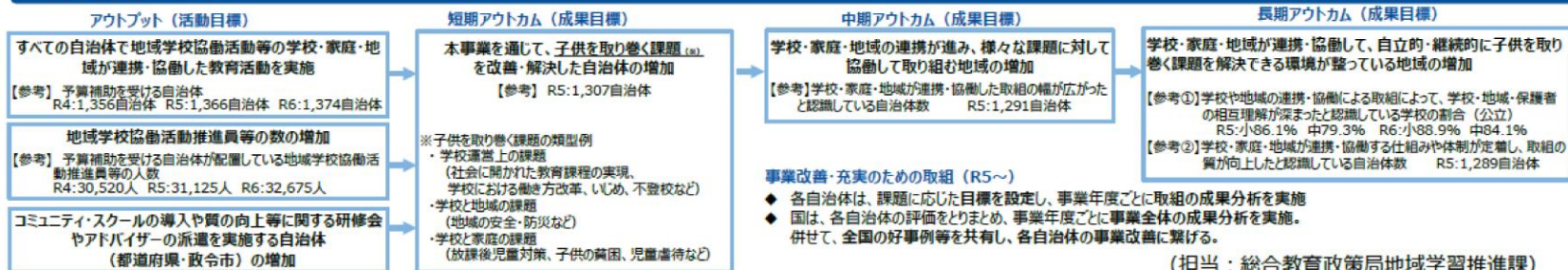
(令和6年6月21日閣議決定)

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～
3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題
(3) 公教育の再生・研究活動の推進
(質の高い公教育の再生)
学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を加速するとともに、(略)豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進する(略)。

具体的な取組

- コーディネート機能の強化**
 - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
 - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題**に応じ、専門性を活かした追加配置や常駐的な活動等を**支援**
 - 地域学校協働活動推進員等の処遇改善**
- 地域学校協働活動の実施**
 - 学校における働き方改革に資する取組、放課後等における**学習支援や体験・交流活動**等を支援
 - 放課後子供教室新規開設時の備品整備を支援
- 教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
 - CSアドバイザーの配置促進**
 - 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する**研修の充実**

ロジックモデル



別添2

【事例】 鳥取県南部町

町ぐるみで若者の地元定着を図るコミュニティ・スクールの取組

「地域とともに歩む学校づくり」による、町ぐるみでの若者の地元定着

取組概要

- 地域の協力のもと、郷土の自然や歴史・文化を学ぶ10年間一貫したカリキュラム「まち未来科」を生活科・総合的な学習の時間に設定。
- 夏祭りやバザー等の地区行事で子供たちが活躍できる場を作る。

「まち未来科」で身につけてほしい4つの力

ふるさと
愛着力

将来
設計力

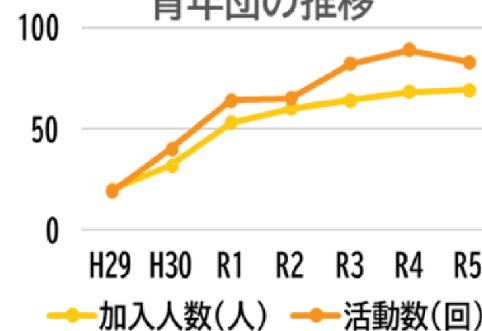
社会
参画力

人間関係調整力

成果・効果

- ◆地域の子供を地域全体で育てる意識の醸成。
- ◆中学校卒業後も継続して地域とつながる仕組みとして、高校生サークルや青年団を組織。

青年団の推移



別添 3

コミュニティ・スクールにおいて地域と学校が一体となり、様々な地域活動の機会を提供している事例

背景・取組概要

大分県豊後高田市(都甲^{とこう}小学校、都甲^{とこう}中学校)

過疎化高齢化が進む地域で、**地域と学校が一体となり、様々な体験の機会を子供へ提供し、学びに向かう力を備えた児童生徒・自分の将来を創造できる児童生徒・地域文化の継承に貢献できる児童生徒の育成**を図っている。

工夫・ポイント・特徴的な取組

〇コミュニティ・スクール(学校運営協議会)と地域学校協働活動の一体的実施

学校の「**総合的な学習の時間**」を「**市民科**」とし、児童生徒が地域の方々と一緒にサツマイモや菊を育てる体験を実施。
地域の方々にサツマイモの料理を振舞ったり、菊の展示を行うなど、**地域住民と児童生徒が協働するような様々な取組**を実施している。



学校運営協議会の様子



体験活動の様子

成果・効果

①地域学校協働活動へ参加する地域住民の数が増加

地域住民の参加人数	
平成27年度	令和5年度
のべ45人	のべ234人

②郷土を愛し、郷土に生きたいと考える児童生徒が増加

将来、豊後高田市で生活したい		
	平成29年度	令和5年度
6年生	47%	61%
9年生	41%	72%

令和6年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰 被表彰取組

コミュニティ・スクールにおいて地域と学校が一体となり、様々な地域活動の機会を提供している事例

背景・取組概要

おがのまち 小がのまち 小がのまち 小がのまち 小がのまち 小がのまち
 埼玉県小がのまち(小がのまち立神小学校、小がのまち小学校、三田川小学校、長若小学校、小がのまち中学校)

学校運営協議会において、「**小がのまちが目指す子どもの姿や学校の姿を実現するための地域参画**」というテーマのもと、年間を通して熟議を行っている。

工夫・ポイント・特徴的な取組

○薬師堂マーケットの取組

「かつてにぎやかな縁日や市が立っていた薬師堂を再現することで自分たちの住む地域を活性化させたい」という児童の思いに、檀家、同町地域おこし協力隊、企業・農家、町役場が全面協力した。当日の参加者は200人を越え、盛大な催しとなった。



○両神山登山

自然公園指導員や山岳救助隊員、小がのまち警察署、小がのまち町役場職員の協力のもと、児童の安全を確保しながら、地元の名峰であり**日本百名山に選定されている両神山**に登山することで、**郷土への誇りや愛着、地域とのつながりを深めることができる取組**を行っている。



成果・効果

【埼玉県学習状況調査・質問項目】

「今住んでいる県や市町村の歴史や自然に関心を持っていますか」

➡ **全ての学年が県の平均値を大きく上回った。**

	R 4		R 5	
	埼玉県	本校	埼玉県	本校
4 年	75.5	66.7	64.9	84.6
5 年	72.8	92.8	69.0	77.8
6 年	63.5	100.0	76.2	100.0

令和6年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰 被表彰取組

【事例】CSの仕組みを活かした地域農業の担い手育成の取組(大分県立久住高原農業高校)

くじゅうこうげん

久住高原農業高校では、コミュニティ・スクールの仕組みを活かし、地域と連携した特色ある教育活動を展開。産官学連携による実践的な農業学習や地場企業・地元農業法人による就職説明会の開催等により、魅力ある学校づくりと生徒の地元定着、地域農業の担い手育成の好循環を実現。



久住高原農業高校

CSのミッション

1. 特色ある教育活動の展開
(経営計画、教育課程など)
2. 企業・農業法人・地元農業関係者や大学等との連携
3. 全国募集などの定員確保に関する支援等

学校運営協議会委員

◎竹田市教育委員会教育長
・竹田市総務課長
・竹田市久住支所長
・地域代表
・企業代表
・大分県豊振振興局部長
◎九州大学准教授
・近隣小中学校長
・地元農業関連企業代表
・地域農業法人代表
・同窓会長、PTA会長 等

地域と連携した特色ある教育活動

地域農業法人代表(CS委員)
所有の牧場でのインターン



大学准教授(CS委員)による
ウシの発育調査実習



竹田市が誇る発酵食品に
ついての学習会



近隣小学校へのアウトリーチ
(野菜栽培方法の指導)



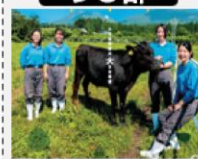
チャレンジMy農場

地元農家や自治体の協力により、実際に一から農業を体験し、やりがいや魅力を学ぶ取組



①栽培計画を立案 → ②作物に適した農場づくり
→ ③農場で収穫できた作物の加工・販売

うし部



JA全農おいたと人材育成に関する協定を結んでおり、活動の一環として寄贈された牛舎を実習や部活等で使用。全国の農業高校同士で飼育している和牛に対する取組や肉質を競い合う「和牛甲子園」で入賞を目指す。

魅力ある学校づくりと生徒の地元定着の好循環

産官学連携による
実践的な農業学習



地場企業、地域農業法人
見学会・就職説明会の開催



卒業生の進路(就農率)



○社会教育主事について

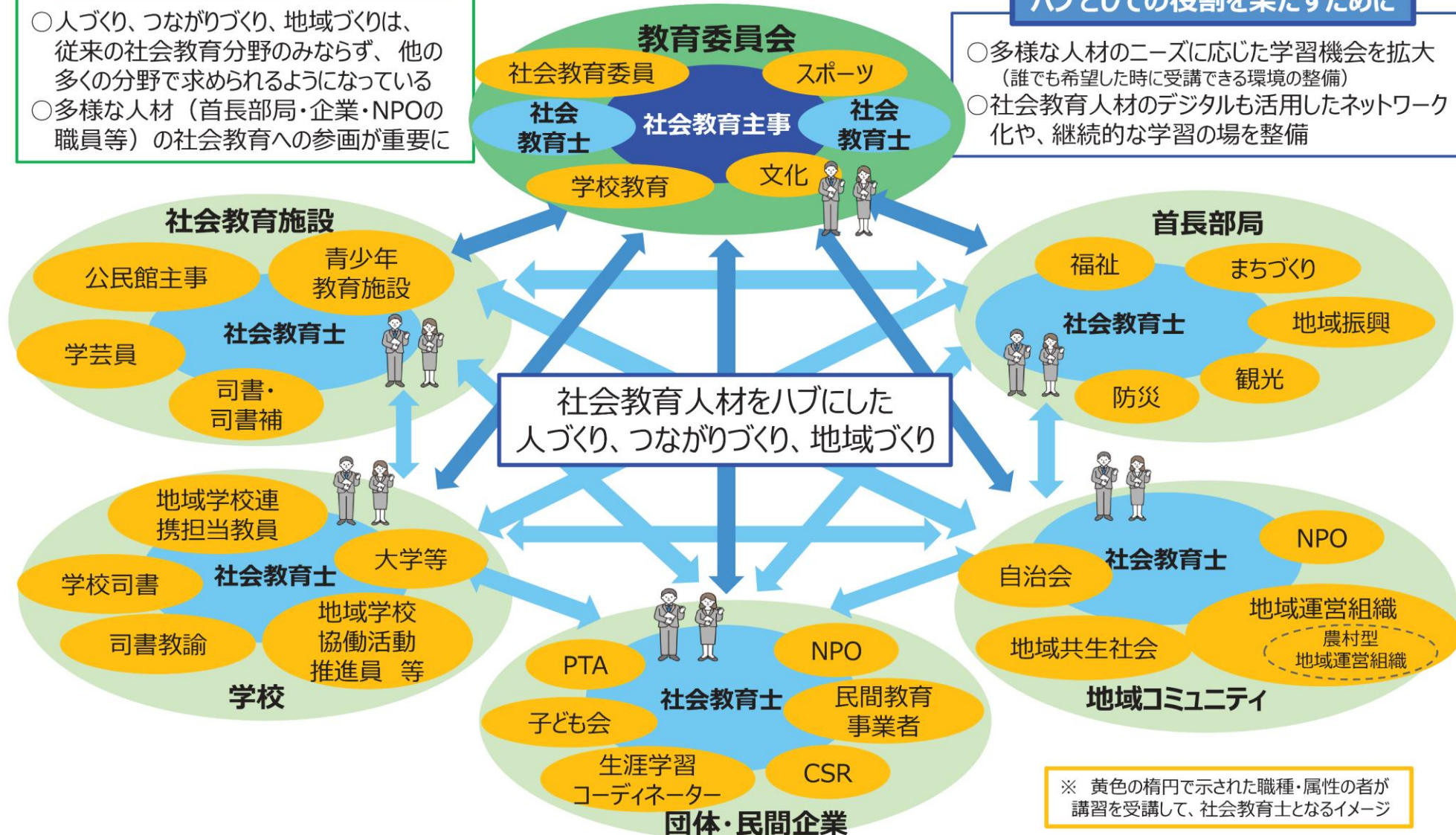
社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割

社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになっていく
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備



社会教育主事と社会教育士の役割や活動について

	社会教育主事	社会教育士
法令における規定	(社会教育法第9条の2) 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。 (社会教育法第9条の3) 社会教育を行う者に専門的技術的な助言指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。 学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。	(社会教育主事講習等規程第8条) 修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。 (社会教育主事講習等規程第11条) 修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。
業務・活動内容	教育委員会事務局が主催する社会教育事業・研修事業の企画・実施、社会教育施設・社会教育関係団体が実施する事業・活動に対する専門的な指導・助言を通じ、地域住民の学習活動の支援を行う。	公民館の職員等として社会教育行政の分野で活躍している例もあるが、他の分野における取組は、概ね社会教育士の各個人により、それぞれの所属や活動の場(首長部局、民間企業、NPO等)において、各分野の専門性と社会教育の知見を活かした取組が行われている。
人数	1,451人 ※市町村における配置率40.9% (令和3年10月時点 出典:社会教育調査)	7,047人(令和5年度時点 出典:文科省調査)
期待される役割	【現在】 社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしている。 【今後】 上記に加え、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワーク活用しつつ、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育(行政)をつなぎ牽引する役割を担うことが期待される。 さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割も担う。	【現在】 社会教育士は、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される。 【今後】 各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加える工夫を行ったり、また社会教育の手法を用いて活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする活躍が期待される。さらに、地域の社会教育人材ネットワークを活用することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。
求められる能力・知見	①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力を発揮し、社会教育における学びと実践の活動を推進する力	
	行政としての専門的知見(社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など)	(それぞれの活躍の場において必要な各分野の専門的知見)

地域全体の学びのオーガナイザー

各分野の専門性を様々な場に活かす
学びのオーガナイザー

社会教育主事の職務と期待される役割

○社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

<根拠法令> 【社会教育法第九条の二】 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】 社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

期待される役割

○社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。

○「学びのオーガナイザー」(※)として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
(平成30年12月 中央教育審議会答申) より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」
(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理) より

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- 人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

〈養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力〉

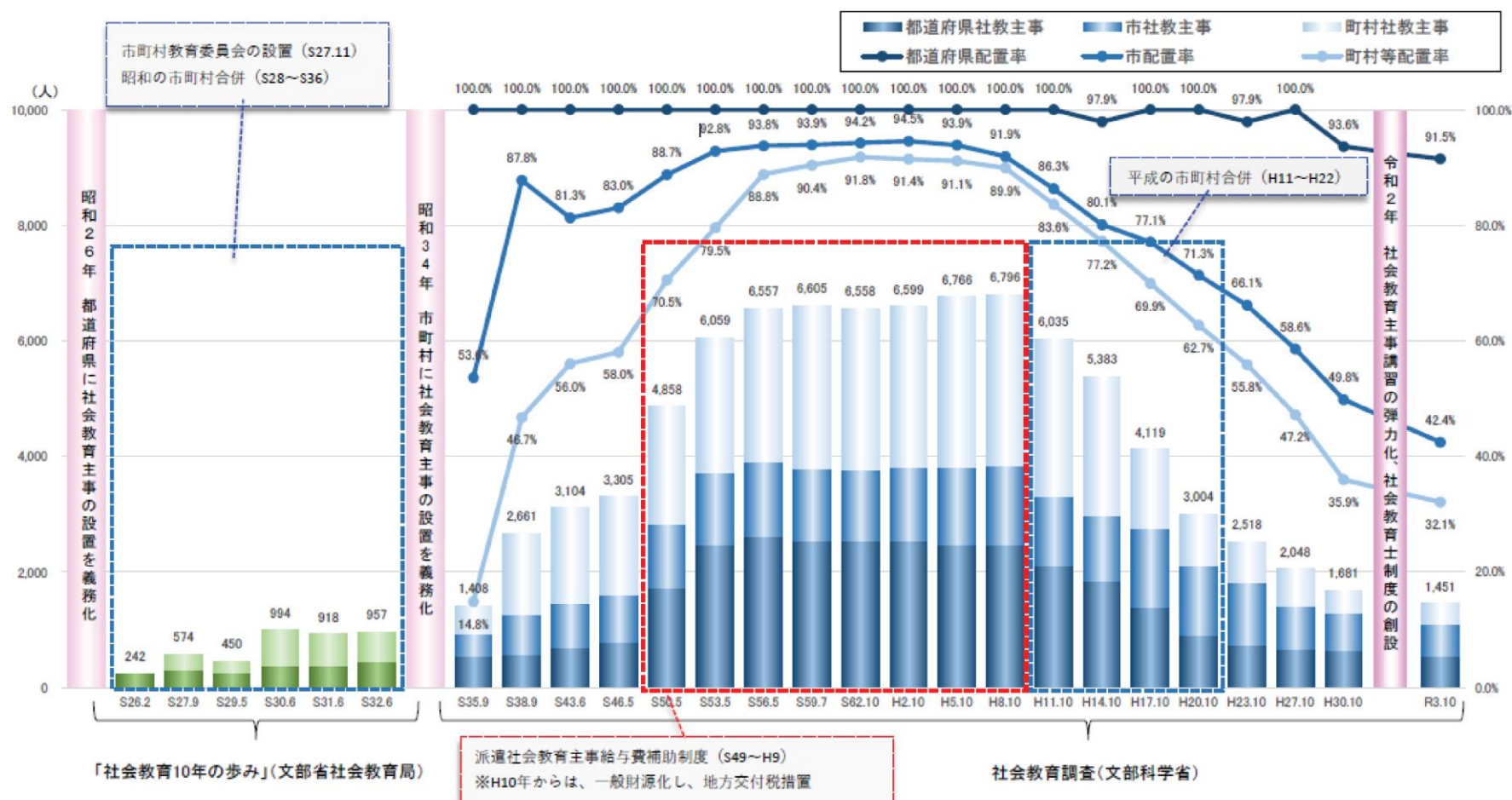
- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」
(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会) より

➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布**
(平成30年文部科学省令第5号)、令和2年4月1日施行

社会教育主事の配置率の低下

都道府県・市町村教育委員会における社会教育主事配置状況



(注) 本資料は、「社会教育主事の減少と考える」(『社会教育』(通巻第766号)2010年4月全日本社会教育連合会)、「地域の生涯学習推進と指導者～社会教育主事の養成と登用を視点に～」(札幌国際大学 佐久間 章)の資料を基にして作成。

(出典)「社会教育10年の歩み」(文部省社会教育局)、「社会教育調査」(文部科学省)

「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- | | |
|---------|---|
| 第8条第3項 | 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。 |
| 第11条第3項 | 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。 |

これまでの称号付与数

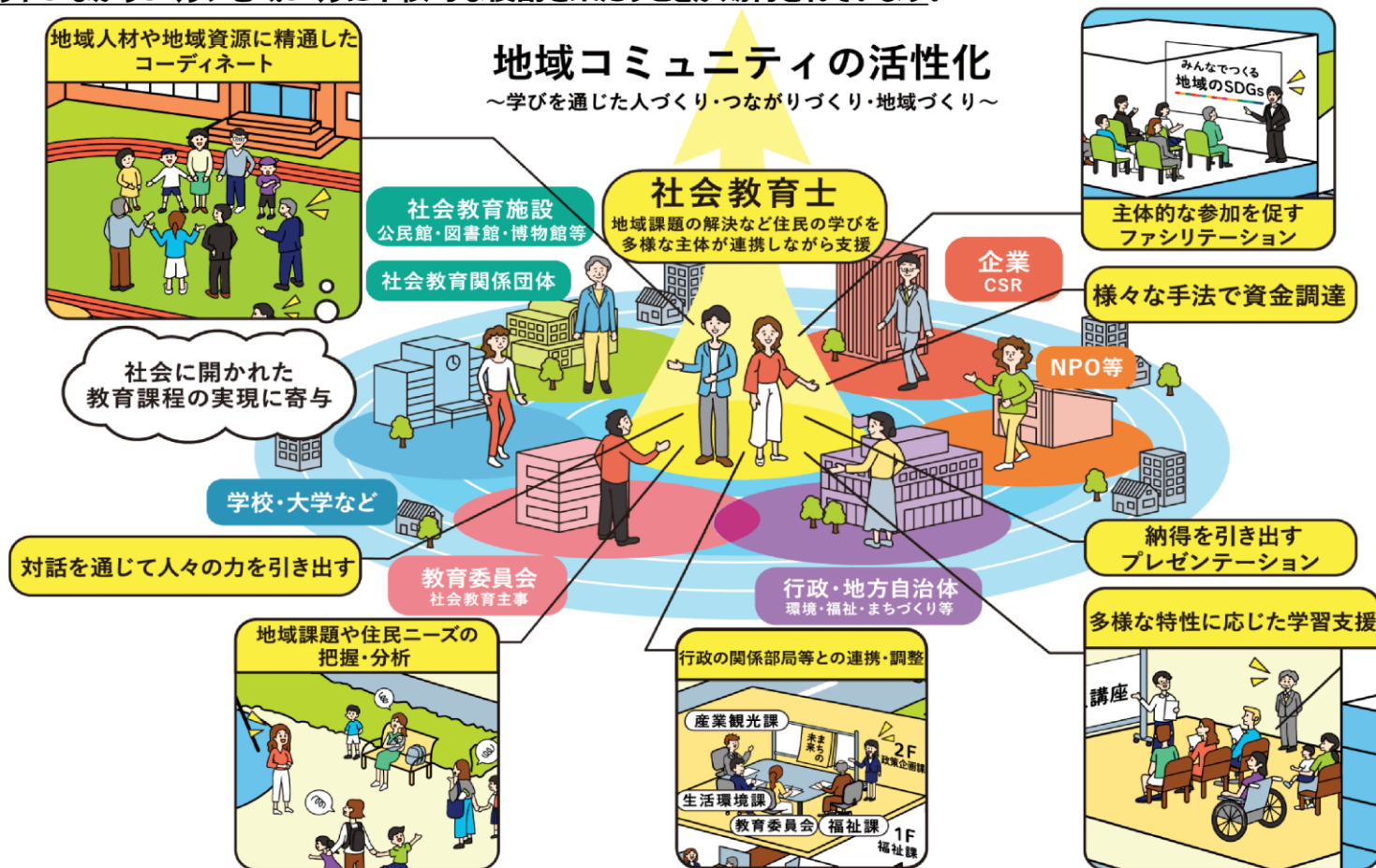
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	4,820人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	2,227人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	2,521人	7,047人

出典：文科省「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）」参考資料集

「社会教育士」について

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



社会教育主事の配置に関する状況と活躍促進に関する基礎調査

○調査主体

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

○調査期間

令和5年6月下旬～8月下旬

○回答状況等

(1) 対象：都道府県及び市（区）町村等教育委員会社会教育主管課長

(単位：教育委員会数)

計	都道府県	市(区)	町	村・その他
1,396(77.8%)	47(100.0%)	666(81.9%)	548(74.3%)	135(68.5%)

(注) ()内の数値は、令和3年10月1日現在における地方公共団体数に占める割合である。

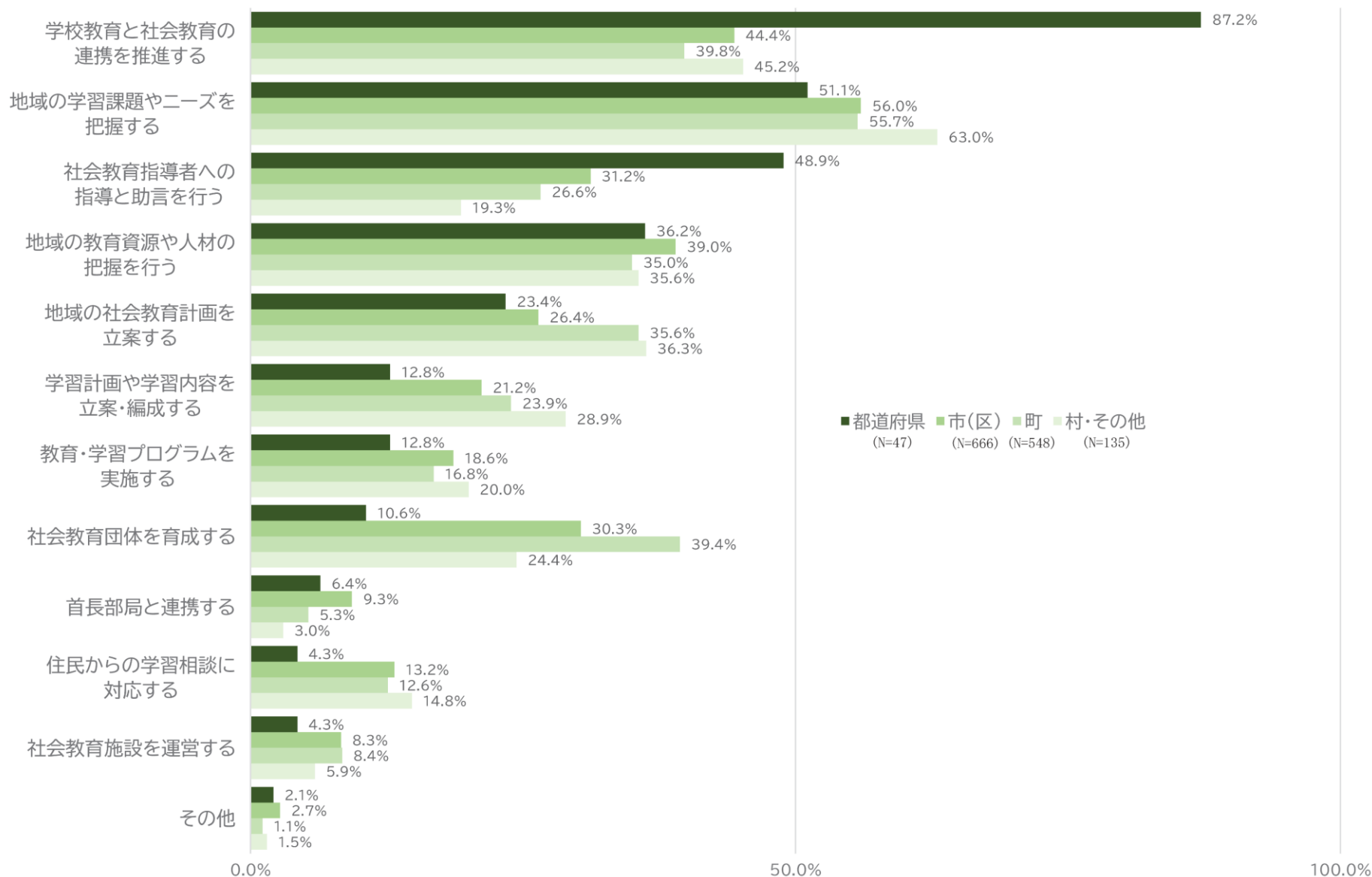
(2) 対象：社会教育主事発令者（令和5年5月1日現在発令者）

計	都道府県	市(区)	町	村・その他
1,472人(21人)	490人(▲64人)	684人(148人)	269人(▲56人)	29人(7人)

(注) ()内の数値は、令和3年度社会教育調査における社会教育主事発令者との増減値である。

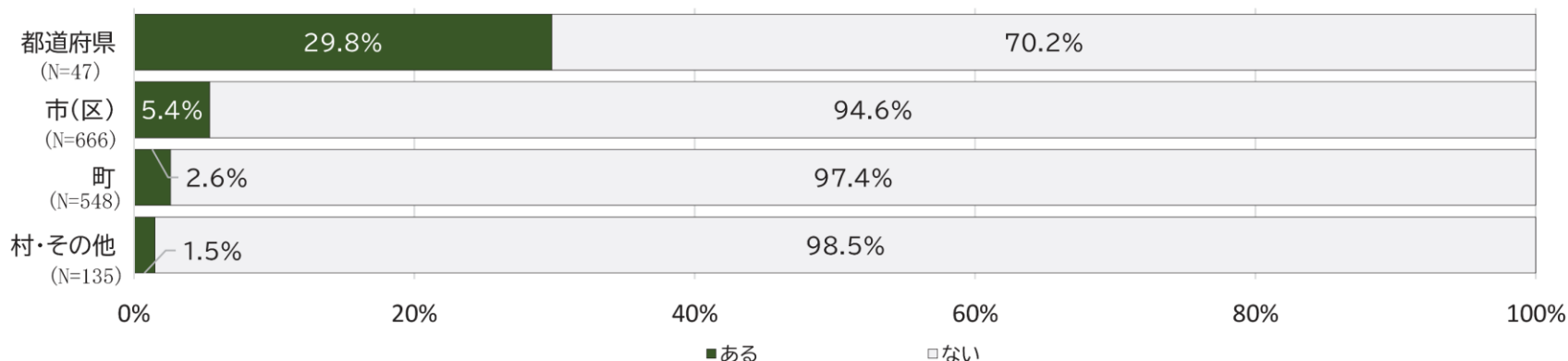
【対象：都道府県・市(区)町村教育委員会社会教育主管課長】

社会教育主事に期待する役割（※3つ選択）



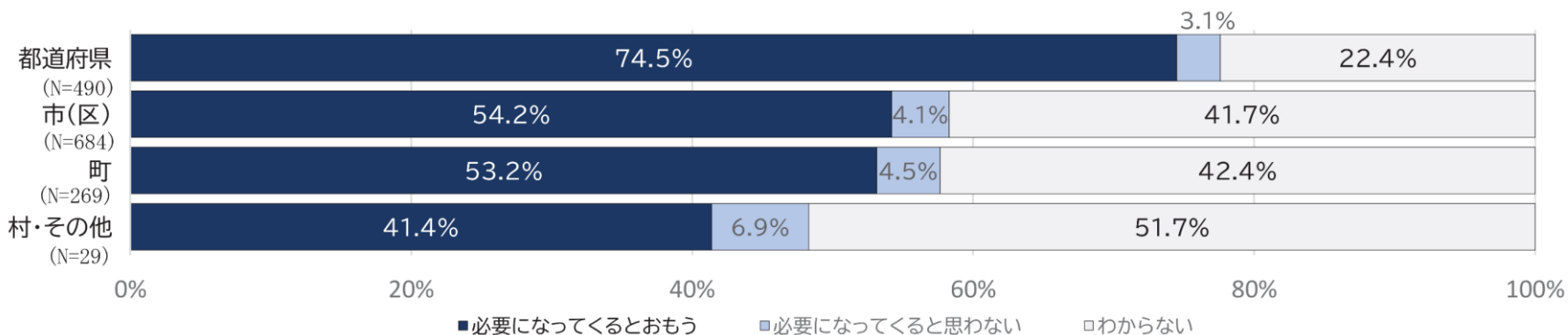
【対象：都道府県・市(区)町村教育委員会社会教育主管課長】

社会教育士を活用・連携した取組(事業)等があるか



【対象：社会教育主事発令者】

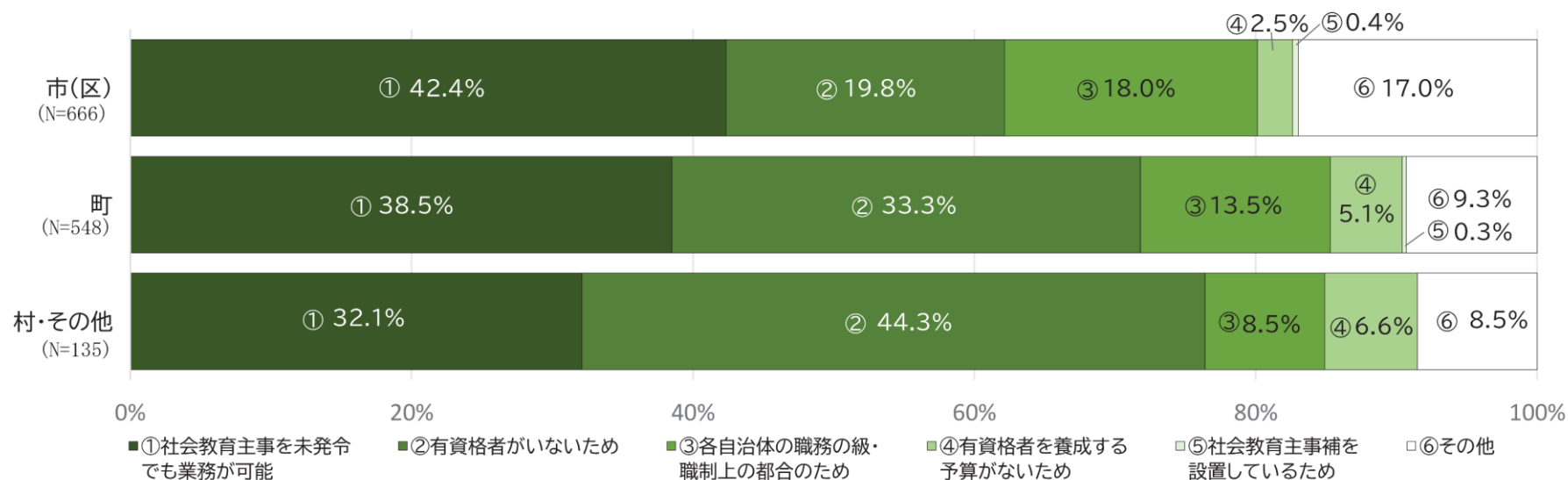
今後、社会教育士を活用した取組がこれまで以上に必要になってくると思うか



※小数第二位で四捨五入のため、合計が100%とならない場合あり

【対象：都道府県・市(区)町村教育委員会社会教育主管課長】

社会教育主事の発令が困難な理由(※社会教育主事未設置の市(区)町村)



※小数第二位で四捨五入のため、合計が100%とならない場合あり

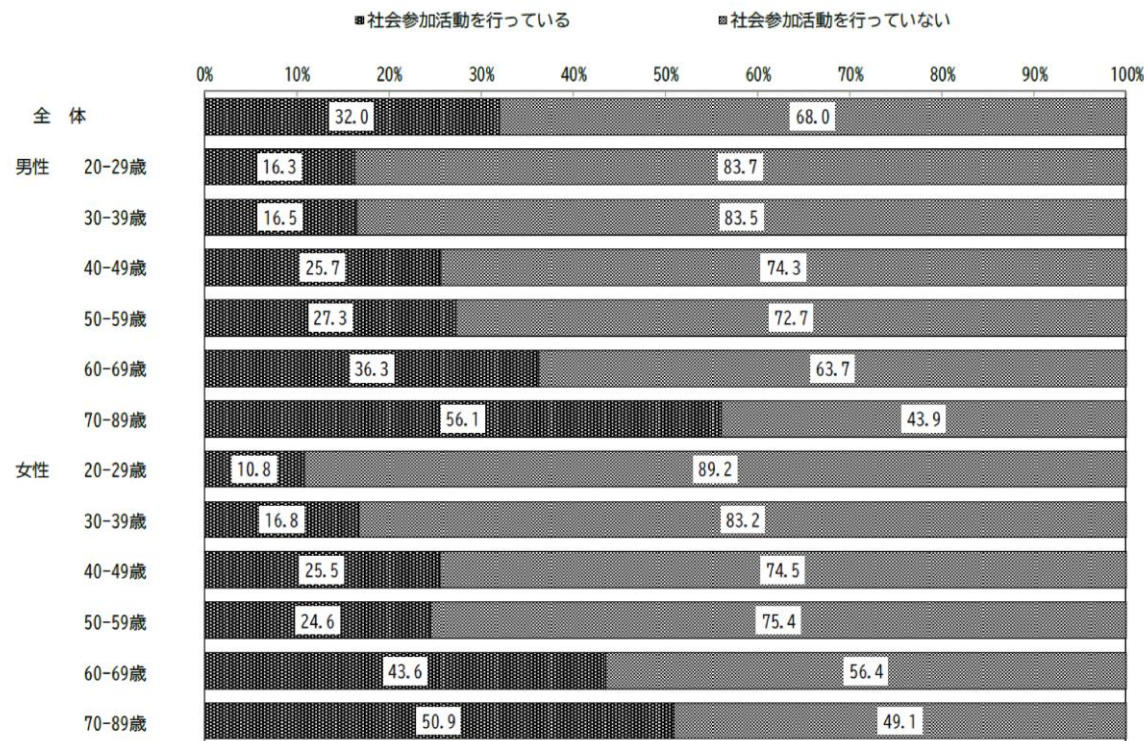
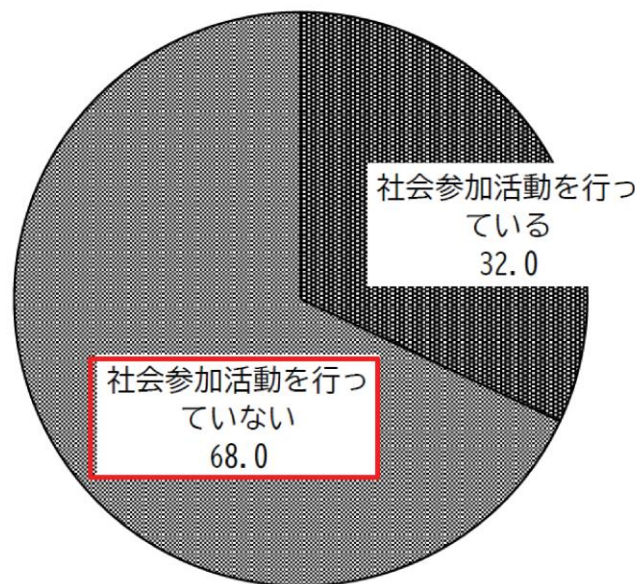
○社会を取り巻く状況

地域の繋がり希薄化①

- 2022年1年間の社会参加活動状況について、全体では「社会参加活動を行っていない」が68.0%を占めた。
- 年代別にみると、「社会参加活動を行っていない」と回答した割合がもっとも高いのは20～29歳であり、年齢を重ねるごとに参加している割合は減少傾向にある。

○2022年1年間の社会参加活動状況

※ここでの社会参加活動は、地域における子ども・高齢者・障害者など困難を抱える人々を手助けする手助けをするボランティアもしくはNPOなどの活動(子ども食堂、保育への手伝い、高齢者見守りネットワーク、家事援助、車いす町歩きなど)、地域における交流・まちづくりに関するボランティア(町内会のイベント、催し物の手伝い、交流スペースへの参加、環境美化、緑化推進等、安全活動、防災活動、PTA、自治会、町内会)などの活動を想定。



(出典) 令和4年度厚生労働省委託事業
「令和4年度少子高齢社会等調査検討事業報告書
(エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社)」(令和5年3月)

出典：文科省「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）」参考資料集

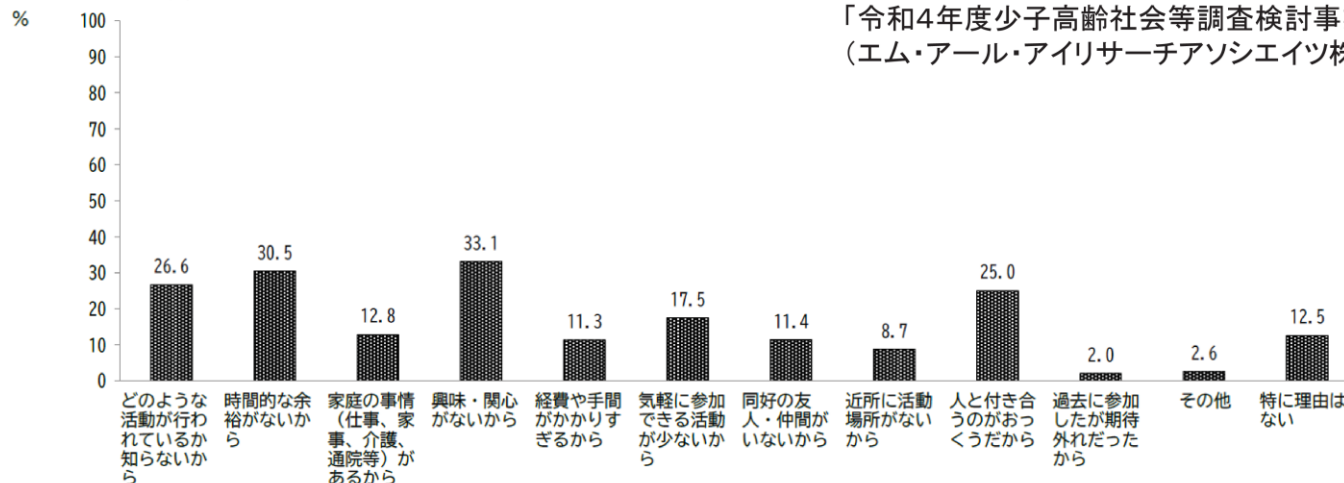
地域の繋がり希薄化②

○社会参加活動をしない理由は、全体では「興味・関心がないから」が33.1%で最多、次いで「時間的な余裕がないから」が30.5%であった。

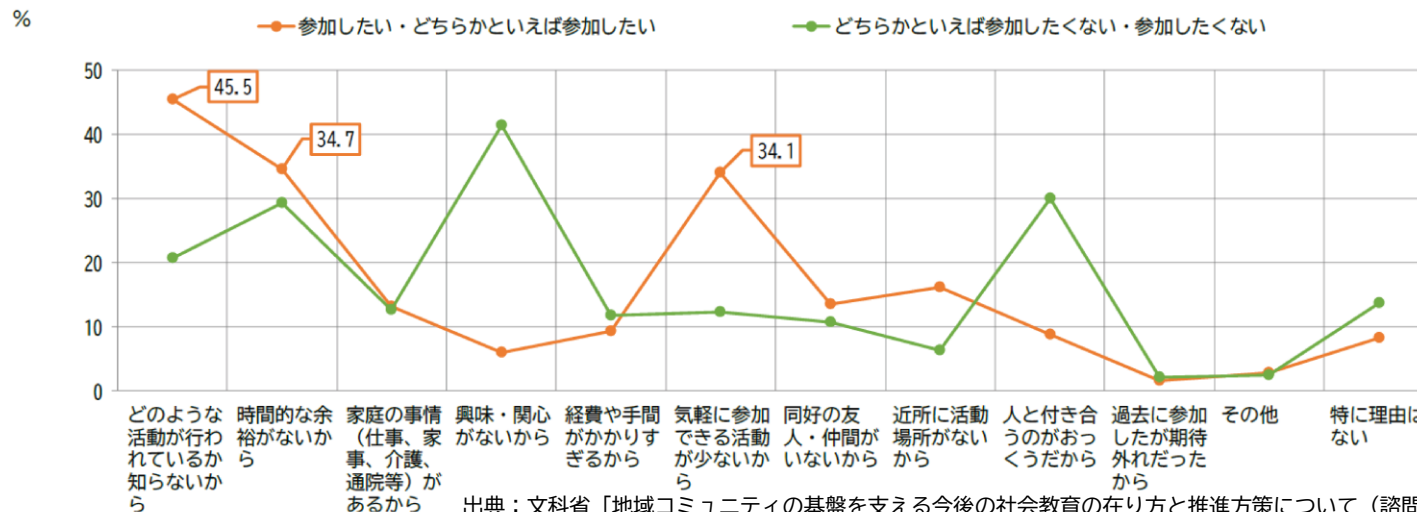
○参加意向別にみると、「参加したい」「どちらかといえば参加したい」と回答した人の社会参加活動をしていない理由として高かったのは、「どのような活動が行われているか知らないから」（45.5%）であった。

○社会参加活動をしない理由

(出典) 令和4年度厚生労働省委託事業
「令和4年度少子高齢社会等調査検討事業報告書
(エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社)」(令和5年3月)



○参加意向別の社会参加活動をしない理由

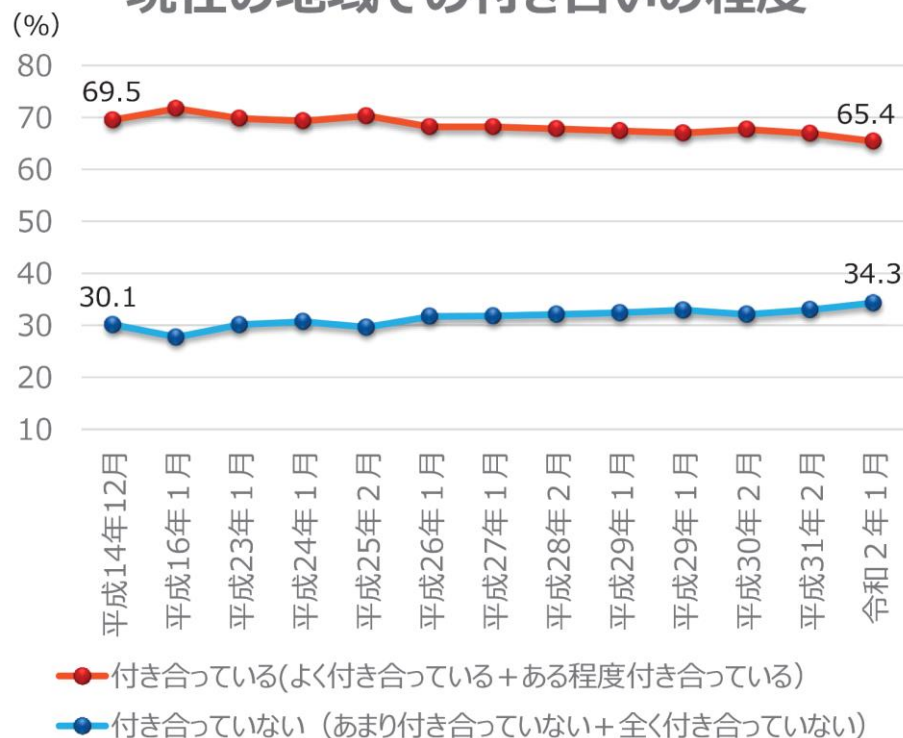


出典：文科省「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）」参考資料集

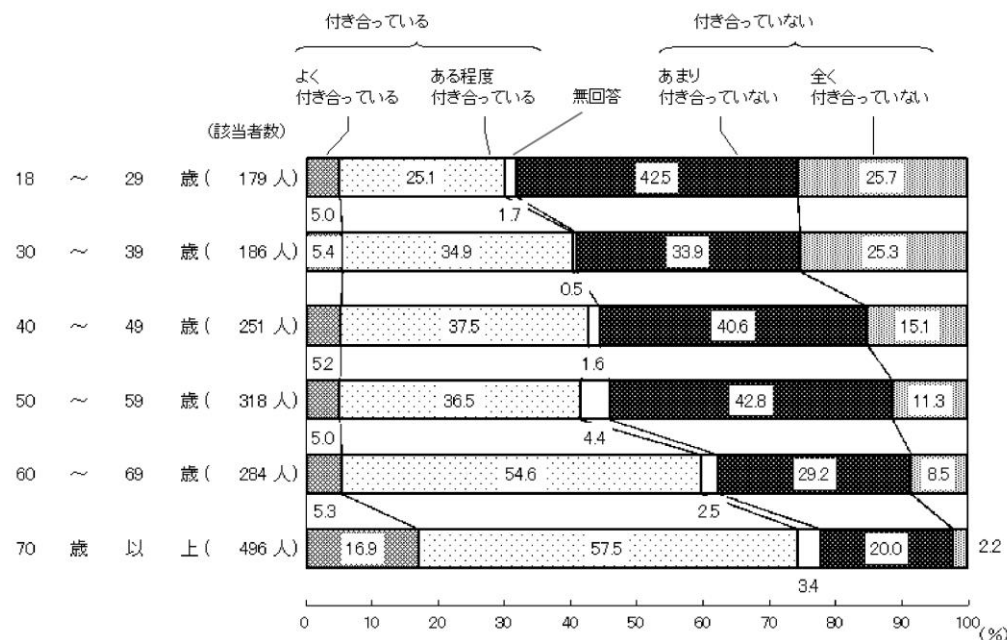
地域の繋がり希薄化③

- 現在の地域での付き合いの程度については、徐々に付き合いっていない割合が増加している。
- 年齢別にみると、付き合いっていない割合が60歳以上で約4割で、18～29歳で約7割になる。

現在の地域での付き合いの程度



年齢別の内訳 (令和5年11月調査)



(注) 令和2年1月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和3年12月調査以降との単純比較は行わない。

(注) 平成29年1月の調査はいずれもそのうち20歳以上のデータ

(出典) 内閣府「社会意識に関する世論調査」

地域コミュニティに着目した他府省の施策例

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（農林水産省）

・中山間地域等において、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援。

＜事業の内容＞

1. 農村RMOモデル形成支援
 むらつり協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る**将来ビジョン**策定、**ビジョン**に基づく**調査、計画作成、実証事業**等の取組、**デジタル技術の導入・定着**を推進する取組を支援します。
 【事業期間：上掲3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】

2. 農村RMO形成伴走支援
 農村RMO形成を効率的に進めるため、**中間支援組織の育成**を通じた都道府県単位における**伴走支援体制の構築**や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う**全国プラットフォームの整備**を支援します。

＜事業イメージ＞

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

〇〇むらつり協議会

自治会・町内会
婦人会・PTA
社会福祉協議会など

農地保全、生活支援
農業法人など

●複数の事業による集約効果等と自治会など多様な地域の関係が連携し、協議会も立
 ●地域の話し合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、農村の生活支援に係る**将来ビジョン**を策定

農用地の保全・農業生産

A 農地保全 B 生活支援 C 農業法人 D 農地保全 E 生活支援 F 農業法人

農地保全 生活支援 農業法人

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援

農地保全 地域資源活用 生活支援

スマート農業 食料の地域内循環 テレビ度々買い取り支援

農村RMO形成伴走支援

【都道府県単位の支援】

都道府県単位の支援 中間支援組織による人材育成研修

【全国単位の支援】

全国単位の支援 農村RMO研究会による情報・知見の蓄積・共有、研修等

地域運営組織の形成・運営（総務省）

・地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

地域運営組織に対する支援等

- 地域運営組織に関する調査研究**
 - 実態把握調査
 - 先進事例調査 等
- 全国セミナー**
 - 国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出
- 地方財政措置（普通交付税・特別交付税）**
 1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - （１）地域運営組織の運営支援
 - （２）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
 2. 地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



地域運営組織の活動事例

(特非) きらりよしじまネットワーク (山形県川西町)

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



(特非) ほほえみの郷トイトイ (山口県山口市)

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける**移動販売サービス**を実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、**高齢者の見守り**の機能も果たしている。



重層的支援体制整備事業（厚生労働省）

・市町村が、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制を整備するため、Ⅰ 相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、Ⅱ 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、Ⅲ 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設 ※令和2年社会福祉法の改正により、令和3年4月から開始

I 相談支援

**包括的な
相談支援の体制**

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応
(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの対応の具体例)

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にならないよう配慮し、必要に応じて支援を受ける。等

Ⅲ 地域づくりに向けた支援

I～IIIを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による
支援を実施

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

「小さな拠点」の形成支援（内閣府）

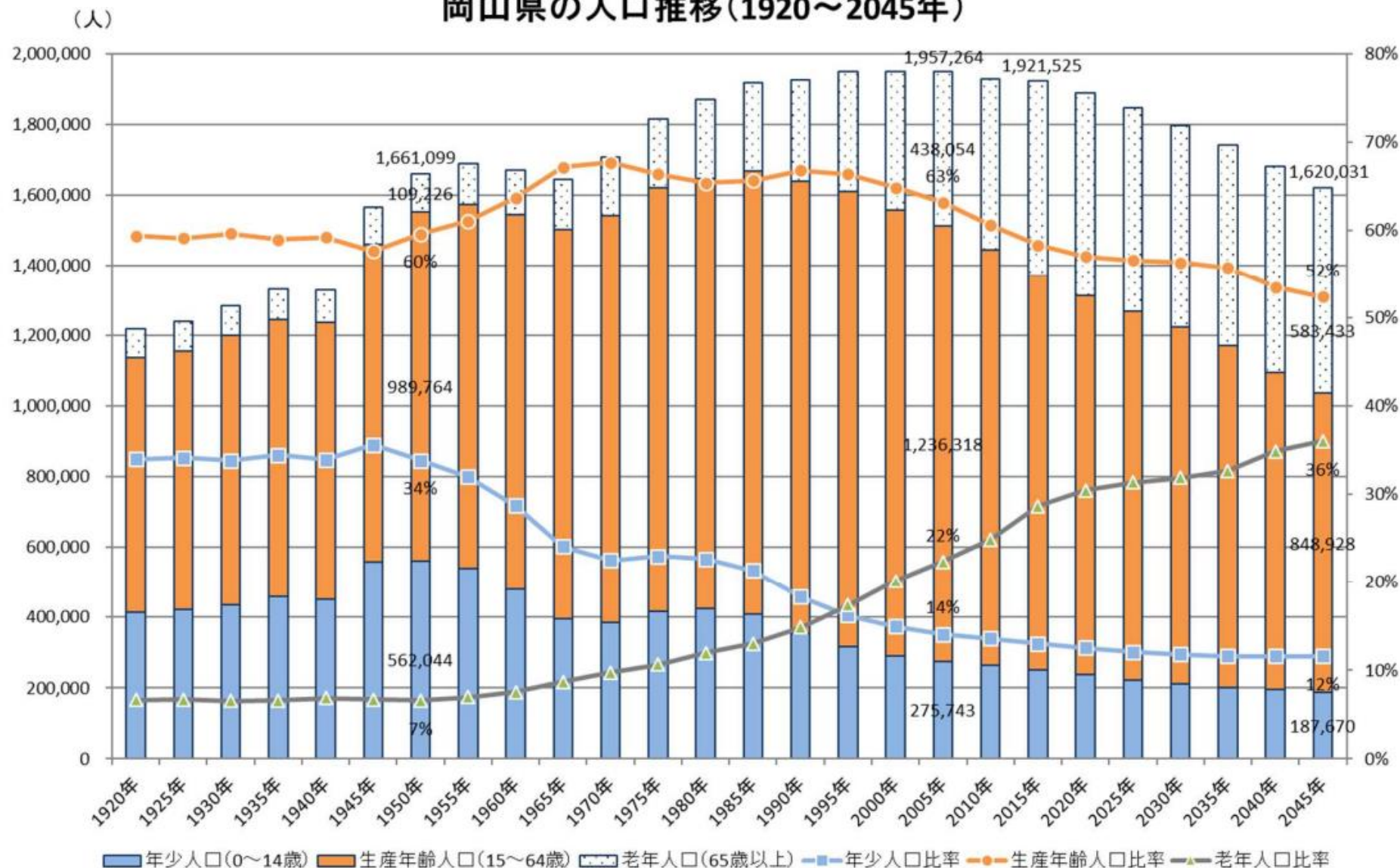
・人口減少や少子高齢化が著しい中山間地域等でも安心して暮らし続けられるよう、地域住民自らが主役となり、地方公共団体やNPOなどの各種団体と協力して生活サービスを確保するための取組である「小さな拠点」づくりを推進。

取組イメージ



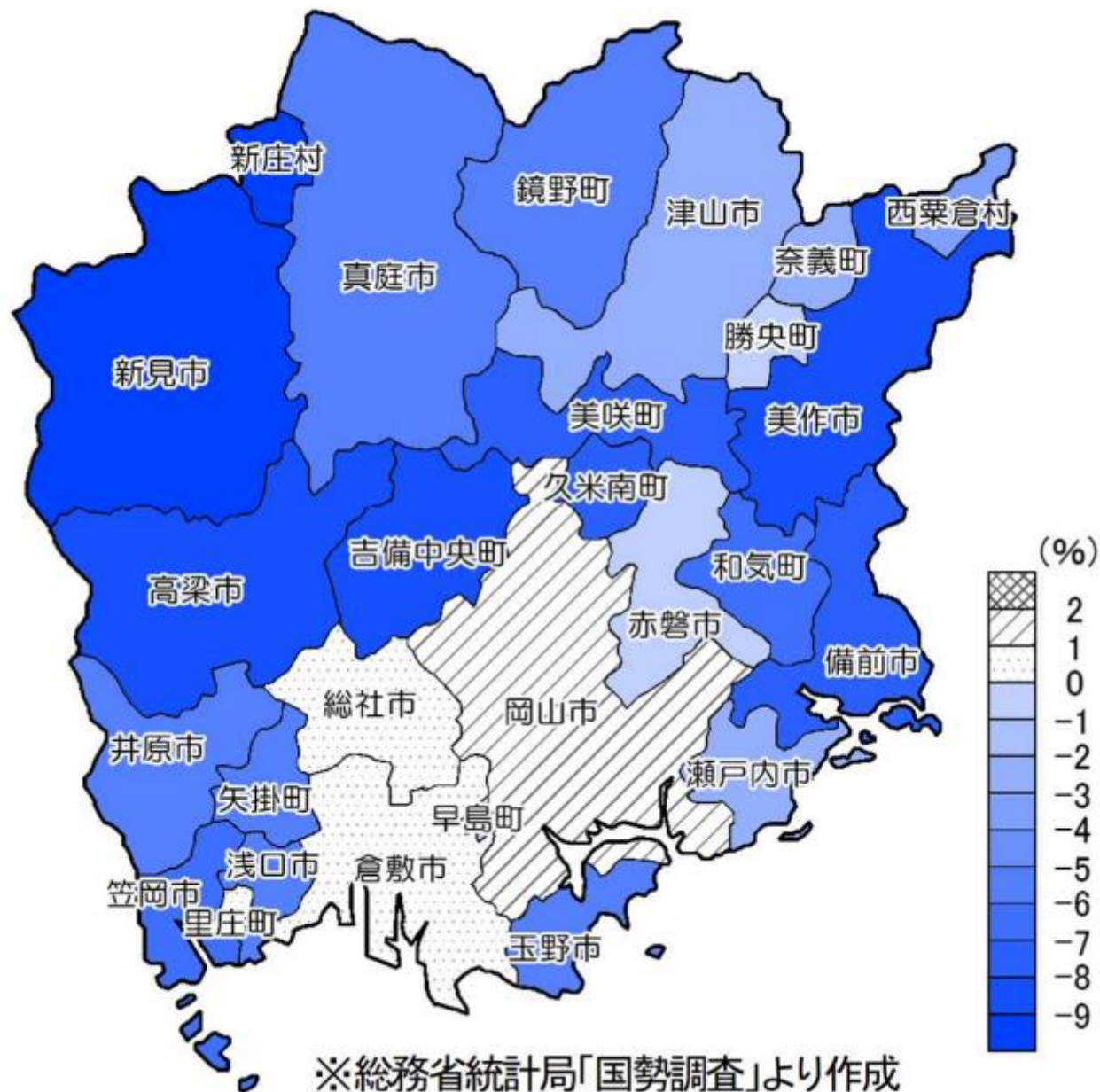
○岡山県関連データ

岡山県の人口推移(1920～2045年)

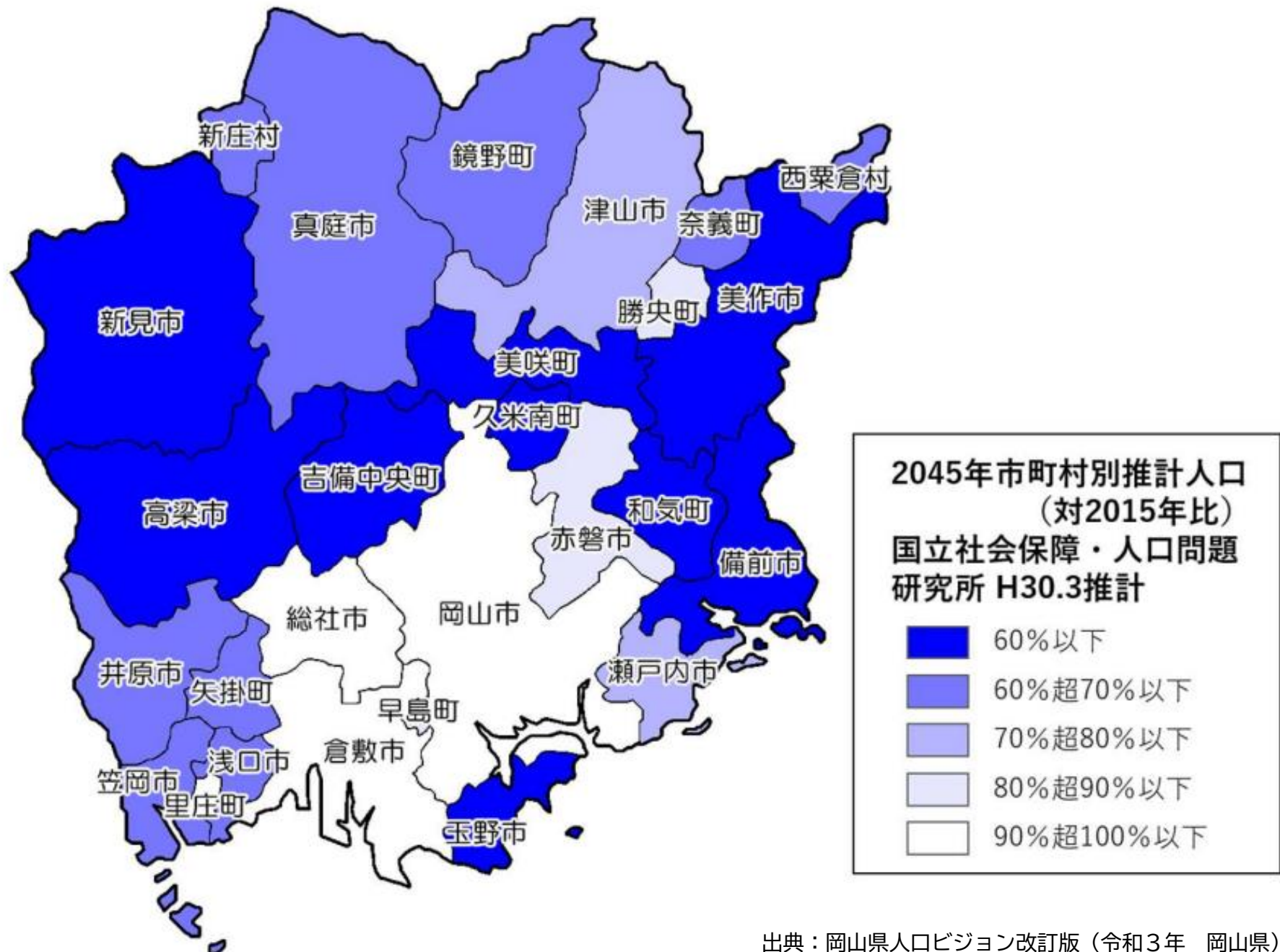


※平成27(2015)年までは総務省統計局「国勢調査」、令和2(2020)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成。

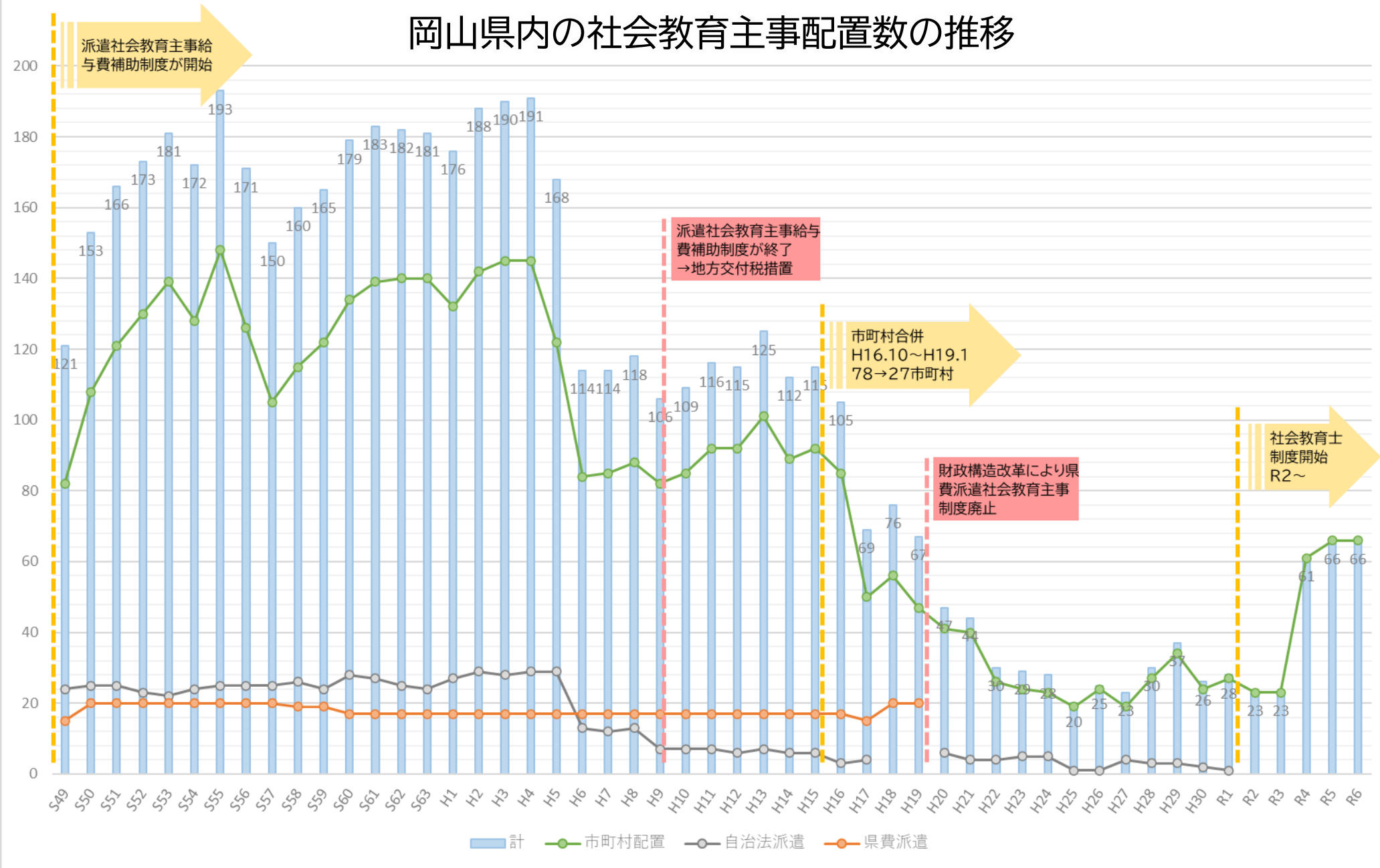
県内市町村別の人口変化（2010～2015年）



2015年の総人口を100とした時の2045年の総人口指数



岡山県内の社会教育主事配置数の推移



岡山県内の社会教育主事 設置状況（令和6年度）

